

平成 29 年 7 月 26 日

文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見(2)

- ①氏名: ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ②性別: 該当なし
- ③職業: 該当なし
- ④住所: 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号: 03-5226-8550
- ⑥意見:

平成 28 年度 文化庁「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究」委員会委員の人選について

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、御庁は著作権等管理事業法の見直し年度を平成 28 年度と公表しており、御庁は、同年度において、有識者からなる検討委員会(以下「本委員会」という)を設置して同法の評価及び課題の整理を行い(以下「本調査研究」という)、平成 28 年 12 月に「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究報告書」(以下「本報告書」という)をとりまとめた。

本委員会の委員は、以下のとおりとされている。

委員長

- 井上 由里子

一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 / 法制基本問題小委員会、使用料部会委員  
委員

- 大久保 直樹

学習院大学法学部 教授 / 法制基本問題小委員会委員、競争政策研究センター主任研究  
官

- 上村 哲史

弁護士

- 前田 健

神戸大学大学院法学研究科 准教授 / 法制基本問題小委員会委員

- 紋谷 崇俊

弁護士 / 弁理士 / ニューヨーク州弁護士 / 金沢工業大学 客員教授 / 立教大学講師 /  
成蹊大学法科大学院 講師

以上の委員の経歴から見れば明らかであるとおおり、本委員会の委員は学者や弁護士のみから構成されており、その著作物の利用者側を代表し得る者が含まれておらず、人選に偏りがあると言わざるを得ない。

御庁においては平成 23 年度にも著作権等管理事業法の見直しの検討を行っている。御庁

によれば、かかる見直しの検討に際し実施した意見募集においては、「ほとんどの項目において、利用者側から、何らかの規制の強化を求める意見が多くみられた」ものの、「規制を緩和する方向において見直しを行うという見直し基準における視点を踏まえると、それぞれにおいて直ちに管理事業法を改正し対応すべきと考える事項は無かった」と結論づけられている。また、御庁が平成 27 年 7 月 7 日から 27 日の間に文化庁ウェブサイトにおいて行った「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」において、著作権の集中管理の促進を求める意見が多く出されたとのことである。

御庁によれば、こうした状況を踏まえ、規制緩和の視点のみならず、著作権等管理事業法の規定全般について、広く検討を行うために、本調査研究を行ったとのことであるから、かかる目的を達成するためには、委員の構成については多様性を求めるべきであり、少なくとも 1 名は利用者視点で意見を述べることができる者を選任すべきであった。

御庁が、利用者の立場を代表あるいは代弁し得る学識経験者については委員に選任する必要はなく、利用者視点の意見を取り入れる点について、別途の関係者ヒアリングの対象とすればよいと考えていたるのであれば、本調査研究の結果は利用者視点の意見を含めてそれによつては「広く検討を行う」ことにはなっておらず、いかにも不十分であることを指摘したい。

また、本調査研究の結果は、本報告書としてまとめられているものの、その作成名義人は驚くべきことに本委員会ではなく、株式会社サンビジネスなる一民間業者となっている。すなわち、本委員会の委員は、本報告書案の作成には関与しておらず、開催された 9 回の委員会のうちわずか 1 回を用いて、同案の検討を行ったに過ぎないのである。そのせいか、本報告書の内容は、委員の意見が列挙されているに過ぎず、纏め方も中途半端なものに終わっていると云わざるを得ない。本来は、本委員会の委員自身が本報告書を作成することにより、その作成の過程において委員会での議論について再度見直しを行うなどして、委員会での議論がより深化・精緻化され、本報告書の内容もより高品質化することが期待されたのであって、本報告書がそのように作成されなかったことは誠に遺憾である。

御庁におかれては、今後の著作権等管理事業法の見直しの検討にあたっては、上記に指摘した点を踏まえて委員の選任及び調査報告書の作成主体の点について十分配慮して行うよう留意されたい。

以上